

令和5年度介護ロボット等導入支援事業 募集概要

1 事業の概要

介護職員の身体的負担の軽減や業務の効率化及び介護サービスの質の向上を図るため、介護保険法に基づくサービスを行う介護施設・事業所が行う介護ロボットの導入及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備、ICT機器の導入に要する経費の一部を補助するものです。

なお、予算を上回る協議をいただいた場合、予算の範囲内で採択いたします。

2 対象事業者

群馬県内の介護サービス事業者

3 補助対象

(1) 介護ロボット

次の i から iv のすべての要件を満たす介護ロボットを導入する際の経費について補助対象とします。

i 目的要件

日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。それぞれの定義については、別添1を参照してください。

※ リース・レンタルも対象ですが、補助金の交付は単年度ごとに決定し、令和5年度中に係る経費（令和5年度の3月末までに係る経費）のみが対象となります。

ii 技術的要件

次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

・ ロボット技術※を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット

※ ①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット

・ 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成25年度～平成29年度）、「ロボット介護機器開発・標準化事業」（平成30年度～令和2年度）、「ロボット介護機器開発等推進事業（開発補助）」（令和3年度～）において採択された介護ロボット（「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限ります。）

iii 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

iv 留意事項

介護ロボットの導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。

(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための次の i から iii に該当する経費について補助対象とします。

i Wi-Fi環境を整備するために必要な経費

配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等

ii 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。）

iii 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費

介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等

※ リース・レンタルも対象ですが、令和5年度中に係る経費（令和5年度の3月末までに係る経費）のみが対象となります。

※ 既に導入している見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備する場合も対象です。

※ 介護ロボットのメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とします。

iv 留意事項

見守り機器の導入に伴う通信環境整備により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。

(3) ICT 機器

i から v に該当する経費について補助対象とします。ただし、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であり（有償・無償を問わない）、また、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。

i 介護ソフト等

「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」（以下「ケアプラン標準仕様」という。）の対象となる介護サービス事業所については以下の①及び②を、それ以外のサービス事業所については①を満たす介護ソフトが対象です。

また、以下の①を満たしたうえで、以下の③の機能を有するソフトウェアについても補助対象です。

※ ケアプラン標準仕様掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>

① 介護事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないこと）

② ケアプラン標準仕様の連携対象となる介護サービス事業所の場合、最新版のケアプラン標準仕様に基づき、以下のア～オ全ての CSV ファイルの出力・取込機能を実装した介護ソフトであること。

ア 利用者補足情報

イ 居宅サービス計画 1 表

ウ 居宅サービス計画 2 表

エ 第 6 表（サービス利用票）、実績情報

オ 第 7 表（サービス利用票別表）

③ 以下のいずれかを対象とします。

・「入退院時情報連携標準仕様」を実装したソフトウェア

・「訪問看護計画等標準仕様」を実装したソフトウェア

※ 介護ソフトを新たに導入する際の費用に加え、既に使用している介護ソフトの次の費用についても対象です。

・ ①、②又は③の補助要件を満たすための改修

・ 「科学的介護情報システム（LIFE）と介護ソフト間における CSV 連携の標準仕様」（以下、「LIFE 標準仕様」という。）に対応するための改修

・ ①の補助要件を満たすため、複数の介護ソフトを連携させるための改修

・ タブレット端末等による音声入力機能等、職員の入力負担軽減の機能が実装されている介護ソフトを推奨する。

ii 情報端末

タブレット端末等、専ら介護ソフトを使用するための端末であって、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのICT技術を活用したもの

※ 介護ソフトによって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務が一気通貫となっている（本事業により一气通貫となる）場合のみ対象とします。

※ 持ち運びを前提にせず事業所に置くパソコンやプリンターは対象外です。

iii 通信環境機器等

i、iiを利用するにあたり必要なWi-Fiルーター等、Wi-Fi環境を整備するために必要な機器。

iv 保守経費等

クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入にあたっての職員のスキルアップ研修、セキュリティ対策に要する経費。

v その他

バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）のためのソフトの導入に係る経費。（ただし、令和5年度の補助による場合を含め、一气通貫の環境が実現できている場合に限る。）

※ 介護ソフトの利用料やリース費用、保守・サポート費用、研修費用は、令和5年度中に係る経費（令和5年度の3月末までに係る経費）のみが対象となります。

※ 本事業や他の補助金等により過年度に導入した機器・介護ソフト等のランニングコストは対象外です。

vi 留意事項

ICTの導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。

4 補助額

(1) 介護ロボット

①補助率 1/2

ただし、次の要件1及び2をともに満たす場合 3/4

要件1 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定していること（既に導入している機器の活用も可）

要件2 利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること

②補助額

補助対象経費に①を乗じた額と、以下に定める介護ロボットに応じた補助上限額とを比較して少ない方の額を補助額とします。

・ 移乗介護（装着型・非装着型）、入浴支援	1 機器あたり 100 万円
・ 上記以外	1 機器あたり 30 万円

③補助上限台数

令和4年度までの補助台数を含め、利用者定員数の2割（小数点以下切り上げ）

(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

①補助率 1/2

ただし、次の要件1及び2をともに満たす場合 3/4

要件1 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定していること（既に導入している機器の活用も可）

要件2 利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること

②補助額

補助対象経費に①を乗じた額と、以下に定める補助上限額とを比較して少ない方の額を補助額とする。

・1事業所あたり150万円

※本事業による補助は、1事業所1回とします。

(3) ICT 機器

①補助率 1/2

ただし、次の要件のいずれかを満たす場合 3/4

要件1 LIFE 標準仕様に準じて介護ソフトから出力された CSV ファイルについて、LIFE の CSV 取込機能により LIFE にデータを提供している又は提供を予定していること

要件2 「ケアプランデータ連携システム」を利用して、ケアプラン標準仕様に準じて出力された CSV ファイルにより、居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること

※ ここでいう「データ連携」は、異なる介護ソフトベンダーのユーザー間での居宅介護サービス計画書やサービス利用票のデータ連携を行う場合を想定しており、同一の介護ソフトベンダーが提供する介護ソフトユーザー間のみでデータ連携されるサービスは対象とはならない。

要件3 文書量半減を実現させる導入計画となっていること

②補助額

補助対象経費に①を乗じた額と、以下に定める職員数に応じた補助上限額とを比較して少ない方の額を補助額とします。

職員数	補助上限額（1事業所あたり）
1名以上10名以下	1,000,000円
11名以上20名以下	1,600,000円
21名以上30名以下	2,000,000円
31名以上	2,600,000円

【職員数】

- ・ 訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICT の活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も含まれます。
- ・ 常勤・非常勤の別は問いません。
- ・ 協議書提出時点に常勤換算方法により算出した人数（小数点以下は四捨五入）としますが、居宅を訪問してサービスを提供する職員及び管理者や生活相談員等の職員は、実人数としても差し支えありません。

※ 補助は原則として1事業所1回としますが、補助額の合計が申請初年度の協議書提出時点における職員数に応じた基準額の範囲内である場合に限り、基準額の範囲内で2回目の補助を受けることも可とします。ただし、職員数の区分については、1回目に交付した際と2回目の申請時点の職員数で少ない方の区分により算定します。また、1回目に補助した機器のリース代や保守・サポートに係る経費等、恒常的な費用について2回目の補助はできません。

5 補助要件等

(1) 介護ロボット及び(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

- ・ 他の補助金等による補助を受けている場合は、本事業における補助の対象とはなりません。
- ・ 介護従事者負担軽減のための導入計画を作成すること。

当該計画については、導入後3年間の達成すべき目標、導入すべき機器等、期待される効果等を記載することとし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となる内容とすること。

- ・導入によって得られた効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録し、令和5年度の使用状況を令和6年度4月末までに報告すること。介護ロボットについては、これに加えて、令和7年度4月末、令和8年度4月末までに、それぞれ前年度の使用状況を同様に報告すること。

(3) ICT 機器

- ・他の補助金等による補助を受けている場合は、本事業における補助の対象とはなりません。
- ・業務効率化のための導入計画を作成すること。
導入計画には以下の内容を盛り込むこと。
 - ① 導入する意義・目的
 - ② 導入する機器等
 - ③ 期待される効果
 - ④ LIFEの利用申請の有無とデータ登録方法（CSV取込機能の活用の有無）
 - ⑤ ケアプランデータ連携システムの利用申請の有無
 - ⑥ ケアプランデータ連携システム以外のシステムを使ったデータ連携の有無（有の場合は、具体的なデータ連携の内容、連携先、連携方法）
 - ⑦ 文書量を半減させる計画の有無（有の場合は、具体的な文書の種類や見込み量等）
このほか、導入による業務フローの見直し、導入を進めるための実施体制、職員への研修計画や技術的な支援体制の整備についても検討を行い、適宜計画に盛り込むこと。
- ・LIFEによる情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に協力すること。
- ・タブレット端末等を導入する際にあっては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること（補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること）。
- ・独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。

（補足）SECURITY ACTION について

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する中小企業・小規模事業者等自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度。

- ・「SECURITY ACTION」の概要説明
<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/>
(県HPにリンク張る)
- ・「新5分でできる！情報セキュリティ自社診断」
<https://www.ipa.go.jp/files/000055848.pdf>
(県HPにリンク張る)

- ・令和5年度の使用状況を令和6年度4月末までに報告すること。また、厚生労働省や関係機関からの使用状況に関する照会に対して、遅滞なく報告すること。
- ・ICT導入に関して他事業者からの照会等に応じること。

6 提出書類

- (1) 協議書（別紙1-1）
- (2) 補助金所要額調書（別紙1-2）
- (3) 介護ロボット導入計画書（別紙1-3）
見守り機器の導入に伴う通信環境整備計画書（別紙1-4）

- ICT機器導入計画書（別紙1－5）
- (4) カタログ、見積書等、参考となる資料
- ※ ケアプラン標準仕様の対象となる事業所が ICT 機器を導入する場合、ベンダーに「ケアプラン標準仕様への対応状況確認書」や「LIFECSV 取込機能への対応状況報告書」の提出を求め、記入済みのものを添付してください。
- (5) SECURITY ACTION 自己宣言の申し込み完了が確認できる資料（ICT 機器導入の場合）資料の詳細については、別添2を参照してください。

7 提出期限

令和5年9月29日（金）必着

8 提出方法

提出書類は法人ごとに取りまとめの上、下記提出先にメールで提出してください。
ただし、カタログなど、メールでの提出が難しい場合は、該当の資料のみ郵送でお送りください。

※メール件名は、「【R5 介護ロボ協議】法人名」としてください。

9 提出先及び問い合わせ先

〒371-8570 前橋市大手町1－1－1
群馬県健康福祉部健康福祉課人材確保係あて
E-mail: kaigo-kakuho@pref.gunma.lg.jp

※ 例年、問合せのお電話を多数いただいておりますが、可能な限り問合せはメールでお願いいたします。

10 採択について

- ・協議書の内容を確認後、採択について決定し、内示します。
- ・予算を上回る協議額となった場合、予算の範囲内で採択します。そのため、不採択となる場合や協議額を下回る内示額となる場合があります。
- ・上記（1）～（3）を併せて協議することは可能ですが、全て採択されるとは限りません。
- ・導入予定の介護ロボットが補助対象かどうかは、協議書等の内容で判断します。そのため、協議書提出前に回答はできません。過去に補助対象となった機器については、県ホームページに掲載していますので参考にしてください。ただし、掲載されている機器であれば必ず採択されるというものではありません。また、当該機器の導入を推奨するものではありません。